租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策 の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充及び延長
2	対象税目 ① 政策評価の 対象税目 ② 上記以外の	(法人住民税:義)(地方税) 【新設・拡充・延長】
	税目 要望区分等の別	【新設·拡充·延長】 【単独·主管·供管】
3		
4	内容	《現行制度の概要》 法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除 を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費 の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の 課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額 が課税標準となる。)
		《要望の内容》 我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、イノベーションに繋がる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。具体的には、民間企業の研究開発投資を2020年度頃までに対 GDP比3%にするという目標を着実に実現するため、企業に研究開発を増加させるインセンティブを着実に与えるべく、総額型の控除上限引上げ等を行う。
		 ○ 総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ ○ 総額型の控除率を見直し、最大 15%の控除率を実現 ○ 試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合の上乗せ措置の適用期限の延長(3年間延長(33年度末まで)) ○ 中小企業者等について、試験研究費が 5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを延長(3年間延長(33年度末まで)) ○ 減益にも関わらず試験研究費を増加させた場合に控除上限を上乗せする仕組みの創設(3年間(33年度末まで)) ○ 組織再編があった場合の比較試験研究費の算出方法等に関する運用改善
		また、破壊的イノベーションによって業界構造が今後更に大きく変わっていくことが見込まれる中、革新的なイノベーションが次々と生まれるエコシステムを形成すべく、ベンチャー企業とのオープンイノベーションに対する支援の拡充等を行う。 〇 オープンイノベーション型の支援対象の拡大・一部控除率引上げ(ベンチャー・中小企業との共同研究及びベンチャー・中小企業が行う共同・委託研究等) ○ ベンチャー企業が総額型、中小企業技術基盤強化税制及びオー

	i			
		プンイノベーション型を利用する場合の控除上限の引上げ		
		#85 H A T		
		《関係条項》		
		地方税法第 23 条第 1 項第 4 号、同法第 292 条第 1 項 4 号、同法附則第8		
		条		
5	担当部局	文部科学省科学技術·学術政策局企画評価課		
6	評価実施時期及び分析対	評価実施時期:平成 30 年 8 月		
	象期間	分析対象期間: 平成 27 年度~33 年度		
7	創設年度及び改正経緯	昭和60年度 創設(税額控除率 6%)		
		昭和63年度 2年間延長		
		平成2年度 3年間延長		
		平成5年度 2年間延長		
		平成7年度 2年間延長		
		平成9年度 1年間延長		
		平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%)		
		平成11年度 1年間延長		
		平成12年度 1年間延長		
		平成13年度 1年間延長		
		平成14年度 1年間延長		
		平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化)		
		税額控除率の 3%上乗せ措置の拡充(12%→15%))		
		平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の 5%)の拡充		
		税額控除率 3%上乗せ措置の廃止(15%→12%))		
		平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の 5%)または売上高の		
		10%超過に係る税額控除の選択制の追加		
		平成21年度 試験研究費の総額に係る税額控除制度等について		
		①平成21、22年度において税額控除限度額を、当期の法人		
		税額の20%から30%へ引上げるとともに		
		②平成21、22年度に生じる税額控除超過額について、平成		
		23、24年度において税額控除の対象とすることを可能にす		
		る 。		
		平成22年度 2年間延長(上乗せ措置)		
		平成24年度 2年間延長(同上)		
		平成25年度 総額型の控除上限を20%から30%に引き上げ		
		(2年間の時限措置)		
		平成26年度 上乗せ措置(増加型・高水準型)を3年間延長するとともに、		
		増加型を、試験研究費の増加割合に応じて税額控除割合が		
		高くなる仕組み(最大 30%まで)に改組。		
		平成27年度 総額型とオープンイノベーション型をあわせ、控除上限を		
		30%(総額型 25%、特別試験研究費税額控除制度 5%)にす		
		るとともに、両制度を恒久措置に改組。オープンイノベーション		
		型について、①控除率を 12%から 20%又は 30%へ引き上げ		
		るとともに、②対象費用(中小企業者等からの知財権の使用		
		料)を拡大。		
		繰越控除制度の廃止。		
		平成29年度 増加型を廃止した上で、総額型に増加インセンティブを組み		
		込み、高水準型を延長しつつ、売上高試験研究費割合が		

		10%超の場合や中小企業者等の試験研究費が5%超増加した場合に控除上限を上乗せできる措置を導入。加えて、試験研究費の定義を見直し(第4次産業革命型のサービスの開発を追加)、特別試験研究費税額控除制度の要件を緩和。
8	適用又は延長期間	 ○ 総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ ○ 総額型の控除率を見直し、最大 15%の控除率を実現 ○ オープンイノベーション型の支援対象の拡大・一部控除率引上げ(ベンチャー・中小企業との共同研究及びベンチャー・中小企業が行う共同・委託研究等) ○ ベンチャー企業が総額型、中小企業技術基盤強化税制及びオープンイノベーション型を利用する場合の控除上限の引上げ ○ 組織再編があった場合の比較試験研究費の算出方法等に関する運用改善 (以上、恒久措置)
		 ○ 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の上乗せ措置の適用期限の延長(3年間延長(33年度末まで)) ○ 中小企業者等について、試験研究費が5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを延長(3年間延長(33年度末まで)) ○ 減益にも関わらず試験研究費を増加させた場合に控除上限を上乗せする仕組みの創設(3年間(33年度末まで))
9	必要性 ① 政策目的及 等 びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(平成 28 年度:18.4 兆円)の約7割(同:13.3 兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発等の加速を通じた我が国企業の競争力を強化する。あわせて、自律的なイノベーションエコシステムを構築する。 具体的には、民間企業の研究開発投資を 2020 年度頃までに対 GDP 比3%にする。
		《政策目的の根拠》 〇 第 5 期科学技術基本計画(平成 28 年~32 年度)[平成 28 年 1 月 22 日閣議決定] 第7章 科学技術イノベーションの推進の強化 (5)未来に向けた研究開発投資の確保 第 5 期基本計画においても、これまでの科学技術振興の努力を継続していく観点から~(中略)~政府研究開発投資に関する具体的な目標を引き続き設定し、政府研究開発投資を拡充していくことが求められる。このため、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の 4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)
		○ 未来投資戦略 2017[平成 29 年 6 月 9 日閣議決定] 4. イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム (2)新たに講ずべき具体的施策

		~略~ 民間企業の研究開発投資を対 GDP 比 3%にすることを目指すことにより、官民合わせた研究開発投資の対 GDP 比 4%以上とすることを目標とする。
		 ○ 未来投資戦略 2018[平成 30 年 6 月 15 日閣議決定] 3. イノベーションを生み出す大学改革と産学官連携・ベンチャー支援 3-1. 自律的なイノベーションエコシステムの構築 ・2020 年度までに、官民合わせた研究開発投資の対 GDP 比を 4%以上とする。
		3-2. ベンチャー支援強化 ・大企業やベンチャーキャピタル(VC)が抱えるヒト・モノ・カネ・チエを研究開発型ベンチャーに環流させ、自発的な好循環を定着させるべく、 両者の連携・提携・共同研究等を促進する仕組みを構築する。
		〇 統合イノベーション戦略 2018[平成 30 年 6 月 15 日閣議決定] 第4章 知の社会実装 (2)政府事業・制度等におけるイノベーション化の推進
		〇目標 <研究開発投資の促進>
		~略~官民研究開発投資目標(対 GDP 比 4%以上)の達成
		〇経済財政運営と改革の基本方針 2018(骨太の方針)[平成 30 年 6 月 15 日閣議決定]
		第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組 5. 重要課題への取組
		(2)投資とイノベーションの促進 ① 科学技術・イノベーションの推進
		~略~民間企業が研究開発投資対 GDP 比 3%を目指すことを表明したこと踏まえ、~略~官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比 4%以上とすることを目標とする。
2	政策体系に おける政策 目的の位置 付け	政策目標 7 イノベーション創出に向けたシステム改革 施策目標 7-3 科学技術イノベーションの創出機能と社会との関係の強化
3	達成目標及 びその実現	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
	による寄与	民間企業の研究開発投資を 2020 年度頃までに対 GDP 比3%にする。
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
		我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。
		なお、研究論文(Kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。また、平成30年度経済産業省アンケート調査では約6割の企業が研究

				,	
				開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。	
10	有効性	1	 適用数		
10	等	0	旭川奴	〇門用夫順(プラ、資本並) 応日以下の広八万/	
	ग			 適用事業者(法人)数	
				過用事業有(法人) 数 <総額型(拡充) >	
				へ脳領室(加ル) / ア	
				- 一成 26 年度 3,767 法人(833 法人) - 平成 27 年度 3,581 法人(803 法人)	
				- 一円 27 年度 3,568 法人(603 法人) - 平成 28 年度 3,568 法人(781 法人)	
				平成 29 年度 3,714 法人(813 法人)(見込み)	
	<u> </u>			平成 30 年度 3,714 法人(813 法人)(見込み)	
				<中小企業技術基盤強化税制(拡充)>	
				平成 26 年度 5,380 法人(5,368 法人)	
				平成 27 年度 5,422 法人(5,408 法人)	
				平成 28 年度 5,320 法人(5,302 法人)	
				平成 29 年度 6,004 法人(5,986 法人)(見込み)	
				平成 30 年度 6,004 法人(5,986 法人)(見込み)	
				<高水準型(延長)>	
				平成 26 年度 130 法人(80 法人)	
				平成 27 年度 142 法人(89 法人)	
				平成 28 年度 150 法人(102 法人)	
				平成 29 年度 63 法人(43 法人)(見込み)	
				平成 30 年度 63 法人(43 法人)(見込み)	
				<オープンイノベーション型(拡充)> 平成 26 年度 161 法人(39 法人)	
				平成 26 年度 161 法人(39 法人) 平成 27 年度 250 法人(70 法人)	
				平成 28 年度 397 法人(189 法人)	
				平成 29 年度 468 法人(223 法人)(見込み)	
				平成 30 年度 468 法人(223 法人)(見込み)	
				※国税において適用されている法人数を延べ数で計上。 ※平成 26~28 年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把	
				│ 握。 │※平成 29、30 年度は、「平成 30 年度経産省アンケート調査結果(大企業)」	
				次平成 29、30 年度は、「平成 30 年度経度省アンケート調査指案(人企業)] 及び「平成 30 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査」の結果	
				及び「平成30年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査」の結果	
				このいて、切え開発依嗣を活用した、または活用する兄込みと回告した正常の表現では、明えには、上記調査の数字を「租税特別措置の適用実態	
				案数及び並領を描出し、工記調査の数字を「私代符別指置の適用実態 調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している(別紙①参	
				調査(財務者)]の数子で割り戻した数値で補正し昇出している(別私①多 照)。	
				数値が信用に足る数値とは判断できないため、平成29年度と同数とし	
				/ - 0	
				 〇将来推計	
				〇付未推計 適用企業数	
				十成 31 平度 ・総額型	
				·祝贺至 3,714/ 事業年度 ·中小企業技術基盤強化税制 6,004/事業年度	
				「十小工术仪则至鱼浊心忧恻 0,004/ 尹未平戊	

・高水準型63/事業年度・オープンイノベーション型468/事業年度

平成 32 年度

・総額型3,714/事業年度・中小企業技術基盤強化税制6,004/事業年度・高水準型63/事業年度・オープンイノベーション型468/事業年度

平成 33 年度

・総額型3,714/事業年度・中小企業技術基盤強化税制6,004/事業年度・高水準型63/事業年度・オープンイノベーション型468/事業年度

※適用件数については、現時点において増減させる要素が明確でないこと から平成31年度、平成32年度、平成33年度は、平成30年度推計値と 同数とした。

〇業種別適用件数(実績)

業種別に適用件数をみると、総額型、中小企業技術基盤強化税制、高水準型ともに下記のとおり幅広い業種の企業で適用されている。

〇平成 28 年度総額型適用件数

業種名	適用企業数	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	3,568	781
製造業	2,520	479
化学工業	515	85
機械製造業	321	68
電気機械	262	48
食料品	249	57
輸送用機械	225	21
金属製品	162	28
その他製造業	786	172
サービス業	352	120
卸売業	335	102
建設業	181	45
その他	180	35

(出典:H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

〇平成 28 年度中小企業技術基盤強化税制適用件数

業種名	適用企業数	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	5,320	5,302
製造業	3,338	3,338
化学工業	442	440

機械製造業	410	408
電気機械	428	428
食料品	349	347
輸送用機械	139	139
金属製品	391	391
その他製造業	1,179	1,185
サービス業	656	655
卸売業	820	817
建設業	206	205
その他	300	287

(出典:H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

〇平成 28 年度高水準型適用件数

0 1 次 20 千及同小十至起加什 数			
業種名	適用企業数	(うち資本金1億円以下の法人)	
総計	150	102	
製造業	93	51	
化学工業	35	12	
機械製造業	5	4	
電気機械	17	10	
食料品	6	6	
輸送用機械	3	1	
金属製品	2	2	
その他製造業	25	16	
サービス業	38	34	
卸売業	12	10	
建設業	2	2	
その他	5	5	

(出典:H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

〇平成 28 年度オープンイノベーション型適用件数

業種名	適用企業数	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	397	189
製造業	252	108
化学工業	60	20
機械製造業	25	13
電気機械	29	9
食料品	17	9
輸送用機械	24	4
金属製品	17	15
その他製造業	80	38
サービス業	66	39
卸売業	35	23

建設業	13	8
その他	31	11

(出典:H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

〇業種別減収金額(実績)

業種別の適用金額では、総額型(輸送用機械)及び高水準型(化学工業) の割合が高くなっている。

総額型については、輸送用機械が全産業の研究開発費に占める割合が22.0%と非常に高いこと、また、高水準型については、全産業の売上高に占める化学工業の割合が4.1%であることに対して、全産業の研究開発費に占める化学工業の割合が16.5%と非常に高く、対売上高研究開発比の割合が高いためと考えられる。

〇平成 28 年度総額型適用金額

(単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	493,922	4,791
製造業	425,773	2,952
化学工業	86,431	1,128
機械製造業	36,182	238
電気機械	62,453	200
食料品	8,652	329
輸送用機械	154,325	79
金属製品	4,190	111
その他製造業	73,540	867
サービス業	7,101	1,196
卸売業	14,592	412
建設業	4,731	73
その他	41,725	158

(出典:H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

〇平成 28 年度中小企業技術基盤強化税制適用金額

(単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち資本金1億円以下の法人)		
総計	26,010	25,671		
製造業	20,853	20,703		
化学工業	5,387	5,366		
機械製造業	2,038	1,948		
電気機械	2,759	2,759		
食料品	1,781	1,772		
輸送用機械	896	895		
金属製品	1,372	1,372		
その他製造業	6,620	6,591		
サービス業	1,373	1,369		
卸売業	2,703	2,690		

建設業	498	415
その他	583	494

(出典:H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

〇平成 28 年度高水準型適用金額

(単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	4,475	78
製造業	4,366	63
化学工業	4,068	46
機械製造業	2	2
電気機械	100	4
食料品	2	2
輸送用機械	12	2
金属製品	0	0
その他製造業	182	7
サービス業	100	9
卸売業	8	5
建設業	1	1
その他	0	0

(出典:H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

〇平成 28 年度オープンイノベーション型適用金額 (単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	4,193	160
製造業	3,355	97
化学工業	1,793	43
機械製造業	156	13
電気機械	302	3
食料品	36	7
輸送用機械	610	1
金属製品	7	6
その他製造業	451	24
サービス業	141	25
卸売業	342	30
建設業	28	5
その他	327	3

(出典:H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

※なお、総務省「科学技術研究調査」平成 29 年度調査結果(平成 28 年度 実績)によれば、民間研究開発投資額(13.3 兆円)のうち、製造業の割合 は 86.9%であり、業種別研究開発投資構成比の上位業種としては、「輸 送用機械器具製造業(22.0%)」、「情報通信機械器具製造業(10.2%)」、 「医薬品製造業(10.2%)」、「電気機械器具製造業(8.4%)」、「化学工業

(6.4%)」となっているほか、非製造業の割合は13.1%となっている。 ※試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除については、制度の対 象の大宗が法人であり、所得税の活用については、国税庁による申告所 得税標本調査 第10表 租税特別措置法関連項目によると、平成28年 の適用は4人(適用金額1百万円)となっている。また、それ以前の平成2 6年及び平成27年の本税制の利用動向に大きな変化が生じていないこと を踏まえると、個人の活用状況は極めて僅少であることが見込まれる。 ② 適用額 〇適用額実績 <中小企業技術基盤強化税制(拡充)> 平成 26 年度 47 億円 平成 27 年度 37 億円 平成 28 年度 34億円 <高水準型(延長)> 平成 26 年度 0.14 億円 平成 27 年度 0.09 億円 平成 28 年度 0.06 億円 <オープンイノベーション型(拡充)> 平成 26 年度 — 平成 27 年度 0.07 億円 平成 28 年度 0.21 億円 (出典:総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する 報告書1) 〇将来推計 適用金額 平成 31 年度 中小企業技術基盤強化税制 57 億円 高水準型 0.05 億円 オープンイノベーション型 1.1 億円 平成32年度 中小企業技術基盤強化税制 61 億円 高水準型 0.05 億円 オープンイノベーション型 1.1 億円 平成33年度 中小企業技術基盤強化税制 66 億円 高水準型 0.05 億円 オープンイノベーション型 1.1 億円 ※国税における適用額の推計のうち資本金1億円以下の法人分の推計額 に法人住民税率(12.9%)を乗じた数を計上した。

(参考:国税) 〇適用額実績 <総額型(拡充)> 平成 26 年度 5,281 億円(51 億円)

平成 27 年度 4,848 億円(54 億円)

平成 28 年度 4,939 億円(48 億円)

<中小企業技術基盤強化税制(拡充)>

平成 26 年度 274 億円(273 億円)

平成 27 年度 267 億円(266 億円)

平成 28 年度 260 億円(257 億円)

<高水準型(延長)>

平成 26 年度 55 億円(1.0 億円)

平成 27 年度 60 億円(1.0 億円)

平成 28 年度 45 億円(0.8 億円)

<オープンイノベーション型(拡充)>

平成 26 年度 3 億円(0.1 億円)

平成 27 年度 39 億円(0.7 億円)

平成 28 年度 42 億円(1.6 億円)

(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)

〇将来推計

適用金額

平成 31 年度

総額型 6,382 億円

中小企業技術基盤強化税制 439 億円(435 億円)

高水準型 22 億円(0.4 億円)

オープンイノベーション型 289 億円(8.2 億円)

平成 32 年度

総額型 6,880 億円

中小企業技術基盤強化税制 473 億円(469 億円) 高水準型 22 億円(0.4 億円)

オープンイノベーション型 289 億円(8.2 億円)

平成33年度

総額型 7.417 億円

中小企業技術基盤強化税制 510 億円(506 億円) 高水準型 22 億円(0.4 億円) オープンイノベーション型 289 億円(8.2 億円)

※高水準型及びオープンイノベーション型の適用金額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成31年度、平成32年度、平成33年度は、平成30年度推計値と同数とした。また、総額型、中小企業技術基盤強化税制の適用金額については、「2020年頃に名目GDP600兆円達成」及び「民間研究開発投資を対GDP比3%以上」という目標を達成するためには、民間研究開発投資を毎年7.8%増加させる必要があることから、平成31年度税制改正要望内容に伴う適用金額の107.8%に相当する額を平成32年度推計値に、平成32年度推計値の107.8%に相当する額を平成33年度推計値とした。(平成30年度経済産業省アンケート調査に基づく試算)

③ 減収額

〇適用額実績

<中小企業技術基盤強化税制(拡充)>

平成 26 年度 47 億円 平成 27 年度 37 億円 平成 28 年度 34億円

<高水準型(延長)>

平成 26 年度 0.14 億円 平成 27 年度 0.09 億円 平成 28 年度 0.06 億円

<オープンイノベーション型(拡充)>

平成 26 年度 —

平成 27 年度 0.07 億円 平成 28 年度 0.21 億円

(出典:総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」)

〇将来推計

適用金額

平成 31 年度

中小企業技術基盤強化税制57 億円高水準型0.05 億円オープンイノベーション型1.1 億円

平成 32 年度

中小企業技術基盤強化税制61 億円高水準型0.05 億円オープンイノベーション型1.1 億円

平成 33 年度

中小企業技術基盤強化税制66 億円高水準型0.05 億円オープンイノベーション型1.1 億円

※国税における適用額の推計のうち資本金1億円以下の法人分の推計額に法人住民税率(12.9%)を乗じた数を計上した。

(参考:国税)

- 〇適用額実績
- <総額型(拡充)>

平成 26 年度 5,281 億円(51 億円)

平成 27 年度 4,848 億円(54 億円)

平成 28 年度 4,939 億円(48 億円)

<中小企業技術基盤強化税制(拡充)>

平成 26 年度 274 億円(273 億円)

平成 27 年度 267 億円(266 億円)

平成 28 年度 260 億円(257 億円)

<高水準型(延長)>

平成 26 年度 55 億円(1.0 億円)

平成 27 年度 60 億円(1.0 億円)

平成 28 年度 45 億円(0.8 億円)

<オープンイノベーション型(拡充)>

平成 26 年度 3 億円(0.1 億円)

平成 27 年度 39 億円(0.7 億円)

平成 28 年度 42 億円(1.6 億円)

(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)

〇将来推計

適用金額

平成 31 年度

総額型 6.382 億円

中小企業技術基盤強化税制 439 億円(435 億円) 高水準型 22 億円(0.4 億円)

オープンイノベーション型 289 億円(8.2 億円)

平成 32 年度

総額型 6,880 億円

中小企業技術基盤強化税制 473 億円(469 億円) 高水準型 22 億円(0.4 億円) オープンイノベーション型 289 億円(8.2 億円)

平成 33 年度

総額型 7,417 億円

中小企業技術基盤強化税制 510 億円(506 億円) 高水準型 22 億円(0.4 億円) オープンイノベーション型 289 億円(8.2 億円)

※高水準型及びオープンイノベーション型の適用金額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成31年度、平成32年度、平成33年度は、平成30年度推計値と同数とした。また、総額型、中小企業技術基盤強化税制の適用金額については、「2020年頃に名目GDP600兆円達成」及び「民間研究開発投資を対GDP比3%以上」という目標を達成するためには、民間研究開発投資を毎年7.8%増加させる必要があることから、平成31年度税制改正要望内容に伴う適用金額の107.8%に相当する額を平成32年度推計値に、平成32年度推計値の107.8%に相当する額を平成33年度推計値とした。(平成30年度経済産業省アンケート調査に基づく試算)

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

回復基調にあった我が国の研究開発費の対GDP比率は、2014 年度をピークに下降傾向にあり、2016 年度は回復前の 2010 年度を下回る比率にまで落ち込んでいる。

よって、未だ「官わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上」及び「民間企業研究開発投資を対GDP比の3%以上」という目標を達成できていない。

対 GDP 研究開発投資比率の推移

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
研究開発								
投資総額	3.50%	3.43%	3.52%	3.50%	3.57%	3.66%	3.55%	3.42%
民間企業								
研究開発								
投資額	2.44%	2.41%	2.48%	2.46%	2.50%	2.62%	2.56%	2.47%

(出典:科学技術研究調査(総務省)、国民経済計算(内閣府))

そのため、「官民合わせた研究開発費の対GDP比 4%以上」及び「民間企業研究開発投資の対 GDP 比 3%以上」を達成するためには、引き続き本制度において、企業におけるイノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資やイノベーション経営に向けた企業の意識・行動改革を最大限後押しすることが重要であると考えられる。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

民間企業研究開発投資の対 GDP 比率は、リーマンショック後の大幅な落ち込みからは回復基調にあったが、2014 年度をピークに下降傾向にあり、2016 年度は回復前の 2010 年度を下回る比率にまで落ち込んでいる。また、研究開発投資の伸び率は主要国と比して低調な状況が続き、我が国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。

なお、今般の要望を踏まえた、研究開発税制の経済波及効果のうち、平成 31 年度~平成 40 年度までの 10 年間に及ぼす効果は以下のとおり。

(総額型、オープンイノベーション型、高水準型)

- 平成 31 年度減収見込額 6,694 億円
 - ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果
- 平成31年度の減税(6,694億円)が、平成31年度~平成40年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:2兆2,802億円、②雇用創出効果:約27.9万人、③税収効果:約4.326億円

(中小企業技術基盤強化税制)

- 平成 31 年度減収見込額 439 億円
 - ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果
- 平成31年度の減税(439億円)が、平成31年度~平成40年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:1,496億円、②雇用創出効果:約1.8万人、③税収効果:約284億円

⑤ 税収減を是 認する理由 等

第5期科学技術基本計画の当面の目標「官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の4%以上とする」の達成に向け、過去及び将来において、以下の効果が期待される。

なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33 倍に押し上げる効果がある。平成30年度経済産業省アンケート調査でも、約6割の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。

上記で示した総額型の押し上げ倍率(2.33 倍)が、研究開発税制における総額型以外の措置にも当てはまるとすると、「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の実績から、平成28年度における民間企業の研究開発投資押し上げ額は13,807億円(592,586百万円 × 2.33倍 = 1,380,725百万円)と推定される。

また、平成 28 年度の民間企業研究開発投資額 133,183 億円(実績)に対しては、約 10.7%の押し上げ効果があり、対 GDP 民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

〇 総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ

研究開発税制において、控除限度額が控除上限を超える企業については、さらに研究開発費を増加させるインセンティブが利きづらく、むしろ、研究開発費を増加させるほど研究開発費に対する税額控除額の割合が下がってしまう。このような企業は、リスクをとって利益を「すぐには稼げない」研究開発投資に振り向けている企業であり、中立・公平な支援の観点から、控除上限の引上げが必要であると考えられる

- 〇 総額型の控除率を見直し、最大 15%の控除率を実現
- 〇 中小企業者等について、試験研究費が5%超増加した場合に控除率及 び控除上限を上乗せする仕組みを延長(3年間延長(33年度末まで))
- 〇 減益にも関わらず試験研究費を増加させた場合に控除上限を上乗せす る仕組みの創設(3年間(33年度末まで))

研究開発税制については、平成29年度税制改正において、総額型及び中小企業技術基盤強化税制に研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入した。この方策は、民間企業の研究開発投資を維持・拡大させることが期待でき、「民間企業の研究開発投資を2020年度頃までに対GDP比3%」の目標の達成に資することから、維持・拡充が必要である。

○ 試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合の控除上限上乗 せ措置の適用期限の延長(3 年間延長(33 年度末まで))

この上乗せ措置は、通常よりも売上高に占める研究開発投資比率が高い企業の研究開発投資水準を維持・拡大に有効な制度であり、本制度を延長することは、今後も高い研究開発投資水準を確保することが期待でき、「民間企業の研究開発投資を 2020 年度頃までに対 GDP 比3%」の目標に向け、研究開発投資の増加が期待できる。

○ オープンイノベーション型の支援対象の拡大・一部控除率引上げ(ベン

チャー・中小企業との共同研究及びベンチャー・中小企業が行う共同・委 託研究等) ○ ベンチャー企業が総額型、中小企業技術基盤強化税制及びオープンイ ノベーション型を利用する場合の控除上限の引上げ ベンチャー企業は通常、設立当初は赤字であることが多いが、我が国の 研究開発税制は繰越控除が認められておらず、構造的に税制上の支援が 行き渡りづらい。また、ベンチャー企業にとっては、量産化研究や実証研究 を自社のみの技術・リソースでは完了することが困難であることが多いと言 われている(いわゆる「死の谷」)。 そのようなベンチャー企業と連携し、ベンチャー側に足りない技術を補完 する事業会社を支援することや、ベンチャー企業が最初の成功の利益を元 手に、より大きなビジョンに向けた更なる研究開発を進めることを支援するこ とは、業種・分野・企業形態を問わず支援する観点から妥当であると考えら れる。 11 相当性 ① 租税特別措 革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてく 置等による るかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技 べき妥当性 術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開 等 発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥 当であると考えられる。 予算による措置の場合は、各事業は国の政策に基づき助成等の対象者 及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段 階における成果の獲得を目指すものとなる。他方、我が国のイノベーション は企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、 企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争 力の観点から極めて重要である。よって、研究開発テーマに中立的かつ公 平に支援を行う税制支援の方が民間活力による研究開発投資を幅広く支援 する制度として適切である。 研究開発税制については、平成29年度税制改正において、総額型の仕 組みに研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入 した。しかしながら、控除限度額が控除上限を超える企業については、さらに 研究開発費を増加させるインセンティブが利きづらく、むしろ、研究開発費を 増加させるほど研究開発費に対する税額控除額の割合が下がってしまう。 このような企業は、リスクをとって利益を「すぐには稼げない」研究開発投資 に振り向けている企業であり、中立・公平な支援の観点から、控除上限の引 上げが妥当であると考えられる。 なお、諸外国では、研究開発に対する税制優遇措置について控除上限を 設定していない国も多い。さらに、諸外国では近年、法人税率を下げつつ、 研究開発に対する税制優遇措置を維持・拡充する傾向にある。

			□	総額型:恒久※ 上乗せ型:時限 租税特別措置法 ※総額型の控除率は、 一部時限措置	(20%→25%) (12%→20%) 2017 増加型を廃止した	限率の恒久化及び引上げ)、O I 型の控除率の大幅な拡充 または30%)ほか 上上で、総額型に試験研究費の増減率に ~14%の範囲でメリルがつく仕組みを	法人実効税率 29.97%(2016fy) 29.74%(2017fy)	
			***	恒久措置 内国歳入法	2015 従前時限措置だ り措置)	った研究開発税制を恒久化(2016年よ	法人実効税率 38.91%※ ※地方税率は各地方で異なるため平均値より算出	
			英国	恒久措置法人税法	2008~2012 中小企業 (50%→75%: → 130%:20: 2013 大企業向けの税額	摂金算入割合を引上 (25%→30%) 業向け追加損金算入割合を引上げ 08fy→100%: 11fy→125%12fy 15) 顕控除制度の導入 (2016/5秒網管線に一本代) 対郊除制度の対象率引上げ (11%→12%)	法人実効税率 19.00%	
			45	恒久措置 フランス税法	た一定の支出に ※2019年度から	え、中小企業が革新的な技術開発に要し 対して20%の税額控除の創設 段階的に法人税率を引き下げ。また、研 改善について検討する旨表明。	法人実効税率 33.33%	
			韓国 ♣●♣	恒久措置 ※重点分野は 時限措置 租税特例制限法	対する税額控除	を設け、優遇控除率を適用	法人実効税率 24.20%	
		他の支援措 置や義務付 け等との役 割分担	予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発投資段階において成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 OECDペーパー(Appelt, S. et al. (2016))においても、「研究開発税制と予算等による直接的な支援措置とでは政策目的が異なるとされており、予算等による直接的な支援措置とでは政策目的が異なるとされており、予算等による直接的な支援措置は社会的リターンが大きい特定のプロジェクトを支援するものである一方、研究開発税制は、民間企業にどのような研究開発を行うかの選択の余地を残している点で、市場メカニズムに基づく措置であるとされている。					
		地方公共団 体が協力す る相当性	地方税法第23条第1項第4号及び第292条第1項第4号において、 法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。					
12	有識者の見解		_					
13	前回の事前評 ^を 評価の実施時	平成 28 年 8 月						